

災害時対応環境整備費

助成事業のご案内

都内私立学校における、園児・児童・生徒のための地震等災害時用の非常用食糧（発災後3日間分）の整備に要する経費の一部を助成します。

◇ 助成対象学種 ◇

都内の私立幼稚園（幼保連携型認定こども園を含みます）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び専修学校（高等課程）

◇ 助成対象経費 ◇

「保存年限が3年以上」の非常用飲料水及び食糧の購入に要する経費

※令和6年4月1日以降に着手し令和6年12月31日までに整備を完了するもの

※水・食糧の更新にあたっては、食品ロス削減の観点から災害用備蓄食糧の有効活用に取り組むこと

◇ 助成対象限度額 ◇

助成対象限度額の算定方法は、令和6年5月1日現在の下表「算定の対象となる生徒等の学年」の生徒数（実員数）に3,000円を乗じた金額となります。

学校種別	算定の対象となる生徒等の学年	学校種別	算定の対象となる生徒等の学年
幼稚園	3歳児 ※満3歳児は含みません	高等学校	第1学年
小学校	第1学年・第4学年	特別支援学校	幼・小・中・高に準ずる学年
中学校	第1学年	専修学校高等課程	第1学年

※令和5年度から令和7年度の3年間で実施する予定の事業です。

※令和7年度の事業概要については、別途お知らせします。

◇ 申請期間 ◇

申請開始が早まりました

令和6年11月1日（金）～令和7年1月10日（金）消印有効

※申請書等を作成の上、郵送にて申請してください。様式はホームページからダウンロードできます。

◇ 助成金の交付決定、交付の時期 ◇

- ・助成金交付決定通知書送付 : 令和7年3月中旬
- ・助成金交付 : 令和7年3月下旬



◇ お問い合わせ先 ◇

公益財団法人東京都私学財団 振興部 振興課

〒162-0823 新宿区神楽河岸 1-1 セトラパザ 11階

電話：03-5206-7923

私学財団 助成事業

検索

URL : <https://www.shigaku-tokyo.or.jp>